

# 特別緑地保全地区の新しい補助が始まりました!

随時  
受付中!

土地の買入れ・施設整備費用・機能維持増進事業の **1/2** を補助

## 補助内容

**補助対象者** 東京都内の区市町村

## 補助対象事業

### 1 特別緑地保全地区内における土地の買入れ

以下の要件をすべてみたすもの

- ① 特別緑地保全地区または特別緑地保全地区予定地\*1
- ② 都市緑地法第17条の規定等により買入れる土地

### 2 特別緑地保全地区内における保全利用施設の整備

特別緑地保全地区または特別緑地保全地区予定地内における以下の施設の整備

- |                    |        |                                |
|--------------------|--------|--------------------------------|
| ① 防火施設             | ⑥ 散策路  | ⑪ 駐輪場                          |
| ② 土砂崩壊防止施設         | ⑦ ベンチ  | ⑫ 水質保全のための水辺周辺施設               |
| ③ 景観保全のための植栽       | ⑧ 休憩所  | ⑬ 雨水貯留浸透機能を高めるための植栽及び施設        |
| ④ 防火・病虫害防除維持管理上の道路 | ⑨ 公衆便所 | ⑭ 緑地と一体となって良好な自然環境を形成している建造物*2 |
| ⑤ 立入防止柵、標識等の管理施設   | ⑩ 解説板  |                                |

### 3 特別緑地保全地区における機能維持増進事業

緑地の有する機能の維持増進を図るために行う立木竹の皆伐または択伐、土地の掘削その他必要な措置



清瀬市・下清戸道東特別緑地保全地区



西東京市・下保谷四丁目特別緑地保全地区

## 補助対象事業費

補助事業に要する経費から、  
国庫補助金／分担金／負担金／寄附金等の  
特定財源を控除した額

## 補助率

補助対象事業費の2分の1以内

NEW!

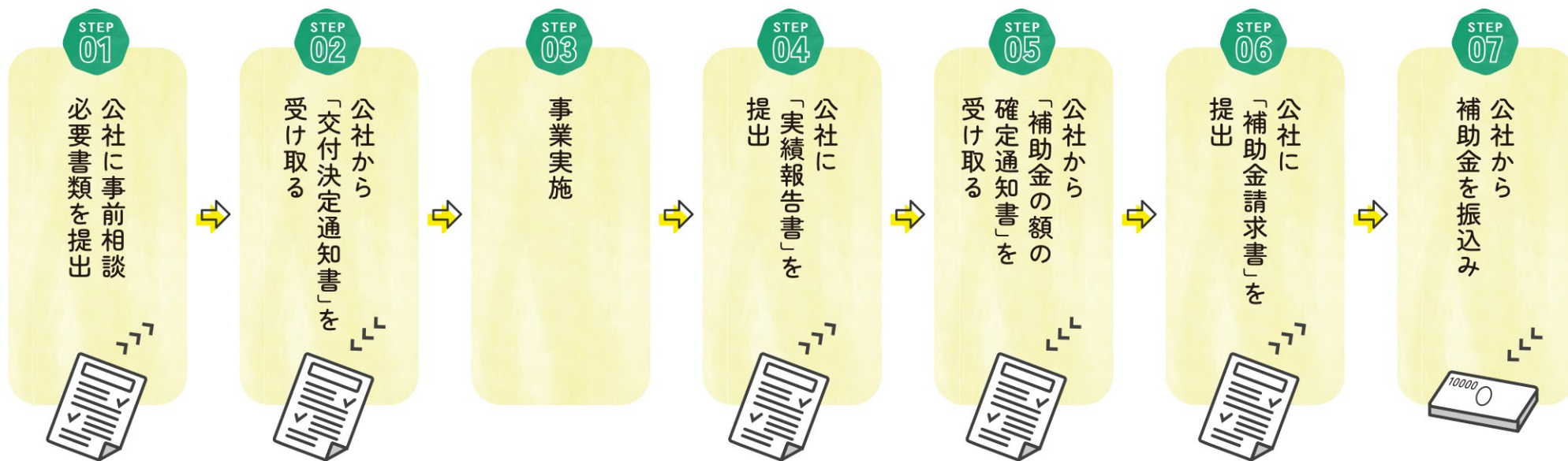
## 注意事項

\*1 買入れ後、おおむね半年以内に特別緑地保全地区に指定される土地(区市町村の公社等が買入れた土地を買い戻す場合も補助対象)

\*2 都市緑地法第12条第1項第2号を指定要件としている地区内の既存建造物または  
屋敷林における屋敷等であり、区市町村が定める保全計画  
又は緑の基本計画に保全すべき施設として記載されている地区内の既存建造物



## 補助金の申請から交付までの流れ



### 補足・注意事項

- ◆ 申請手続き・必要書類の詳細は「補助金交付申請の手引き」をご参照ください
- ◆ 申請は、特別緑地保全地区ごとに行ってください

- ◆ 必要書類は郵便・メールにてご提出ください
- ◆ 必要に応じて、現地確認や調査及びヒアリング等を依頼する場合があります

## お問い合わせ先

### ◆ 特別緑地保全地区買入れ等支援事業に関すること

公益財団法人 東京都都市づくり公社  
事業企画部 公益事業課 まちづくり支援係

〒192-0904

東京都八王子市子安町四丁目7番1号 サザンスカイトワー八王子7階

TEL: 042-686-1910 e-mail: koueki@toshizukuri.or.jp

補助金の  
相談はこちら!



公社HP

<https://www.toshizukuri.or.jp/business/toshidukuri/ryokkajigyo.html>

### ◆ 特別緑地保全地区に関すること

東京都 都市整備局  
都市づくり政策部 緑地景観課 公園計画担当

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

TEL: 03-5388-3264 e-mail: S0000169@section.metro.tokyo.jp



都市整備局HP

[https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/kouen\\_ryokuti/tokubetsu.html](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/kouen_ryokuti/tokubetsu.html)



公益財団法人 東京都都市づくり公社



東京都

# 特別緑地保全地区制度

豊かな緑を未来へ継承するために、都市において良好な自然的環境を形成している緑地を指定するものです。税金の優遇等により樹林地を所有する負担を軽減することができる一方、緑を守るために支障となる行為には制限がかかります。

## 特別緑地保全地区の指定

都市計画法に規定する地域地区として、区市町村が都市計画決定（10ha以上かつ2以上の区市町村の区域にわたるものは都が都市計画決定）

指定要件（都市緑地法第12条）

- ◆ 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯若しくは雨水貯留浸透地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- ◆ 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの
- ◆ 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの
  - ・ 風致又は景観が優れていること
  - ・ 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること

## 指定による制限

特別緑地保全地区内では、次の行為を行う場合、区市または都（町村の場合）の許可が必要

- ・ 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- ・ 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- ・ 木竹の伐採
- ・ 水面の埋立て又は干拓
- ・ その他、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

ただし、公益性が特に高い事業で緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる行為で政令で定めるもの、都市計画決定前に既に着手していた行為、非常災害のため必要な応急措置等についてはこの限りではありません。

## 所有者のメリット

### 税金の優遇

相続税：最大8割の評価減  
 固定資産税：最大5割の評価減  
 （現地の状況によって、割合は異なります。）

### 管理負担の軽減等

管理協定制度の併用により、所有者の管理負担を軽減  
 ＊管理協定制度：地方公共団体等が所有者と協定を締結し、代わりに緑地の管理を行う制度

市民緑地制度の併用により、人々が自然とふれあう場として緑地を活用

＊市民緑地制度：地方公共団体等と所有者が契約を締結し、緑地や緑化施設等を公開する制度

### 自治体等による買入れ

行為の制限により土地の利用に著しい支障をきたす場合、所有者は土地の買入れを区または市（町村の区域は都）に申し出ることができ、区市町村、都または緑地保全・緑化推進法人がその土地を買入れます。その場合、土地の譲渡所得のうち2000万円が控除され、所得税が減額されます。

## 指定の流れ



所有する緑地を将来に継承していきたい！  
 という思いがある

指定前

### 緑地保全相談

緑地の保全方法について所有者が区市町村に相談

手続き

### 特別緑地保全地区指定検討

現地確認・測量・関係権利者の意向確認等、要件をみたしているか検討

### 指定

公告・縦覧、都市計画審議会での審議、告示等、都市計画法に基づく手続き

指定後

### 標識設置・維持管理

区市町村が標識を設置  
 所有者が維持管理

管理協定締結